



県章

三重県公報

昭和62年6月30日 火曜日 第11596号

目次

規則

- 伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則 (保健予防課) 2
- 三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (建築営繕課) 3

告示

- 昭和62年度自衛官の第2次募集期間 (地方課) 4
- 昭和62年度自衛官の第2次募集の採用試験期日及び試験場 (同) 4
- 老人福祉法施行細則の規定による徴収額の一部改正 (老人福祉課) 4
- 保険医療機関及び保険薬局の指定 (保険課) 6
- 漁業共済に係る共済契約の締結の申込みについて同意を求めるための届出及びその漁業者調書の縦覧 (漁政課) 8

選管告示

- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出 (選挙管理委員会) 8
- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出 (同) 9

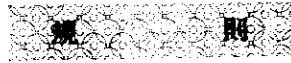
公安委告示

- 遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨 (公安委員会) 10

公告

- 土地改良区定款変更の認可 (耕地課) 10
- 同件 (同) 10
- 同件 (同) 10
- 同件 (同) 11
- 同件 (同) 11
- 土地改良事業の認可 (同) 11
- 同件 (同) 11
- 同件 (同) 11
- 同件 (同) 11
- 同件 (同) 11
- 同件 (同) 12

- 土地改良事業の認可 (耕地課) 12
 - 土地改良事業を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧 (同) 12
 - 同件 (同) 12
 - 土地改良事業の工事が完了した旨の届出 (同) 13
 - 同件 (同) 13
 - 県営住宅の入居希望者の募集 (建築営繕課) 13
 - 開発行為に関する工事の完了 (開発指導課) 14
 - 同件 (北勢県民局桑名土木事務所) 14
 - 同件 (北勢県民局四日市土木事務所) 15
 - 同件 (北勢県民局鈴鹿土木事務所) 15
 - 同件 (津地方県民局津土木事務所) 16
 - 同件 (津地方県民局久居土木事務所) 16
 - 同件 (松阪地方県民局松阪土木事務所) 16
 - 同件 (伊賀県民局上野土木事務所) 17
 - 同件 (南勢志摩地方県民局志摩土木事務所) 17
- お知らせ
- 第二種大規模小売店舗における小売等に関する件 (大規模小売店舗審議会) 18



伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年六月三十日

三重県知事 田川亮三

三重県規則第三十三号

伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

伝染病予防法施行細則(昭和三十年三重県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第六算を削る。

第三号様式から第四号様式の二までを削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年六月三十日

三重県知事 田川亮三

三重県規則第三十四号

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

三重県営住宅条例施行規則(昭和五十年三重県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二十一号の項中「一六〇六四三八、九〇〇」を

「一六〇六四三八、九〇〇
一六一八八三九、四〇〇」に改める。

附則

- 1 この規則は、昭和六十二年八月一日から施行する。
- 2 昭和六十一年度県営住宅建設事業に伴い、県営住宅一身田団地簡易耐火住宅の入居者が、昭和六十一年度建設の同団地中層耐火住宅に引き続き入居する場合には、その者に係る次の表の上欄に掲げる期間の家賃の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

昭和六十二年八月一日から 昭和六十三年七月三十一日まで	月額 一七、一〇〇円
昭和六十三年八月一日から 昭和六十四年七月三十一日まで	月額 二〇、六〇〇円
昭和六十四年八月一日から 昭和六十五年七月三十一日まで	月額 二七、四〇〇円
昭和六十五年八月一日から 昭和六十六年七月三十一日まで	月額 三〇、九〇〇円
昭和六十六年八月一日以降	月額 三四、三〇〇円



三重県告示第325号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条の規定により、昭和62年度自衛官(2等陸士、2等海士及び2等空士)の第2次募集期間を次のとおり定める。

昭和62年6月30日

三重県知事 田川亮三

第2次募集期間

昭和62年7月1日から同年9月30日まで

三重県告示第326号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項の規定により、昭和62年度自衛官(2等陸士、2等海士及び2等空士)の第2次募集の採用試験期日及び試験場を次のとおり定める。

昭和62年6月30日

三重県知事 田川亮三

1 試験期日

募集期間中で受験票に指定する日

2 試験場の位置及び名称

津市桜橋一丁目91番地	自衛隊三重地方連絡部(本部)
四日市市安島一丁目2番地	四日市募集事務所
鈴鹿市算所三丁目16番30号	鈴鹿募集事務所
津市本町29番24号	津募集案内所
伊勢市神久二丁目1-58	伊勢募集事務所
上野市緑ヶ丘東町798-1	上野募集事務所
熊野市井戸町670-1	熊野募集事務所

三重県告示第327号

老人福祉法施行細則の規定による徴収額(昭和62年三重県告示第147号)の一部を次のように改正し、昭和62年7月1日から施行する。

昭和62年6月30日

三重県知事 田川亮三

表1中

	対象収入による階層区分		徴収月額 円
	円	円	
1	0	~ 270,000	0
2	270,001	~ 280,000	1,000
3	280,001	~ 300,000	1,800
4	300,001	~ 320,000	2,400
5	320,001	~ 340,000	3,300
6	340,001	~ 360,000	3,900
7	360,001	~ 400,000	5,500
8	400,001	~ 440,000	8,100
9	440,001	~ 480,000	10,400
10	480,001	~ 520,000	12,400
11	520,001	~ 560,000	14,500
12	560,001	~ 600,000	15,800
13	600,001	~ 640,000	17,600
14	640,001	~ 680,000	19,400
15	680,001	~ 720,000	21,300
16	720,001	~ 760,000	23,200
17	760,001	~ 800,000	25,500
18	800,001	~ 840,000	27,800
19	840,001	~ 880,000	30,100
20	880,001	~ 920,000	32,400
21	920,001	~ 960,000	34,700
22	960,001	~ 1,000,000	36,400
23	1,000,001	~ 1,040,000	38,800
24	1,040,001	~ 1,080,000	41,300
25	1,080,001	~ 1,120,000	43,800
26	1,120,001	~ 1,160,000	45,100
27	1,160,001	~ 1,200,000	48,400
28	1,200,001	~ 1,260,000	51,700
29	1,260,001	~ 1,320,000	55,800
30	1,320,001	~ 1,380,000	59,800
31	1,380,001	~ 1,440,000	63,900
32	1,440,001	~ 1,500,000	67,900
33	1,500,001円以上		(150万円超過額÷12月) +67,900円(100円未満切捨て)

備考: 上表にかかわらず、養護老人ホームにおいては70,000円、特別養護老人ホームにおいては100,000円を徴収月額の上限とする。

を

	対象収入による階層区分		徴収月額 円
	円	円	
1	0	~ 270,000	0
2	270,001	~ 280,000	1,000
3	280,001	~ 300,000	1,800
4	300,001	~ 320,000	3,400
5	320,001	~ 340,000	4,700
6	340,001	~ 360,000	5,000
7	360,001	~ 400,000	6,600
8	400,001	~ 440,000	9,900
9	440,001	~ 480,000	13,200
10	480,001	~ 520,000	16,100
11	520,001	~ 560,000	18,900
12	560,001	~ 600,000	20,400
13	600,001	~ 640,000	22,100
14	640,001	~ 680,000	23,800

15	680,001 ~ 720,000	25,800
16	720,001 ~ 760,000	27,800
17	760,001 ~ 800,000	29,900
18	800,001 ~ 840,000	32,300
19	840,001 ~ 880,000	34,600
20	880,001 ~ 920,000	36,900
21	920,001 ~ 960,000	39,200
22	960,001 ~ 1,000,000	41,200
23	1,000,001 ~ 1,040,000	43,800
24	1,040,001 ~ 1,080,000	46,300
25	1,080,001 ~ 1,120,000	48,900
26	1,120,001 ~ 1,160,000	49,500
27	1,160,001 ~ 1,200,000	52,800
28	1,200,001 ~ 1,260,000	56,100
29	1,260,001 ~ 1,320,000	60,900
30	1,320,001 ~ 1,380,000	64,900
31	1,380,001 ~ 1,440,000	69,000
32	1,440,001 ~ 1,500,000	73,000
33	1,500,001円以上	(150万円超過額÷12月) +73,000円(100円 未満切捨て)

備考：上表にかかわらず、養護老人ホームにおいては80,000円、特別養護老人ホームにおいては120,000円を徴収月額の上限とする。

に改める。

三重県告示第328号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ3第1項の規定により、次のとおり保険医療機関及び保険薬局を指定した。

昭和62年6月30日

三重県知事 田 川 亮 三

名称	所在地	指定及び申出 受理年月日
浅井眼科医院	桑名市馬道二丁目826	62.6.1
落合胃腸科	桑名市坂の下1583-1	62.6.1
桑名医療生活協 同組合大山田生 協クリニック	桑名市大山田三丁目7-7	62.6.1
因田医院	員弁郡員弁町楚原781-1	62.6.15
宮田小児科	四日市市大矢知町字上沢1067-1	62.6.2
油田胃腸科外科	四日市市羽津中三丁目1番3号	62.6.1
吉田眼科	四日市市笹川3-35	62.6.1
滝川眼科	鈴鹿市神戸1-8-11	62.6.9
ゴトウ耳鼻咽喉 科医院	鈴鹿市神戸2-10-47	62.6.16
吉野小児科	鈴鹿市住吉一丁目23-11	62.6.1
医療法人博仁会 村瀬病院	鈴鹿市神戸3-12-10	62.6.1

駒田医院	安芸郡芸濃町大字林190-2	62.6.13
後藤眼科	津市中央1-1 三重会館3F	62.6.30
川辺医院	津市城山一丁目18-5	62.6.1
井土耳其咽喉科 医院	津市広明町418	62.6.1
杉本医院	津市上浜町二丁目130	62.6.1
大西内科	津市半田口青谷3431-4	62.6.15
田中胃腸科病院	津市柳山津興382-4	62.6.4
藤田産婦人科	津市南中央2-2	62.6.15
加藤耳鼻咽喉科 医院	伊勢市河崎一丁目4-15	62.6.1
池田内科	伊勢市河崎二丁目19-16	62.6.16
伊勢市休日応急 診療所	伊勢市岩淵一丁目8-18	62.6.16
佐藤医院	鳥羽市答志町200	62.6.1
いずみ産婦人科 整形外科	北牟婁郡海山町大字相賀1941-4	62.6.15
須崎医院	南牟婁郡御浜町志原1916	62.6.1
藤原医院	上野市新町2722	62.6.30
名張市休日応急 診療所	名張市朝日町1361-4	62.6.15
はりま歯科	桑名市播磨字源兵衛513-7	62.6.1
長太ノ浦歯科医 院	鈴鹿市北長太町633-5	62.6.1
林歯科医院	龜山市和田町1488-274	62.6.15
楠原歯科医院	津市新町一丁目12-4	62.6.15
村田歯科医院	鳥羽市大明西町2-17	62.6.1
トタニ歯科医院	熊野市木本町関船190-2	62.6.30
佐々木歯科	上野市中町3008	62.6.1
横田歯科医院	上野市魚町2889-2	62.6.30
コンドウ薬局	桑名市中央町4-16	62.6.15
諏訪薬品株式会 社	四日市市諏訪町11番3号	62.6.15
イセタニ薬局	津市浜見町630番地の28	62.6.15
マイニチ薬局	伊勢市船江三丁目16-4	62.6.15
有限会社玉城調 剤センター	度会郡玉城町田丸214番地13	62.6.16
川口薬局	名張市つつじが丘北3-4-1	62.6.15
法務省共済組合 津地方検察庁支 部診療所	津市中央3-12	62.6.30

三重県告示第329号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第3項に規定する漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みについて同意を求めるため、発起人から次のとおり届出があった。

なお、この届出に係る漁業者調書は、当該区域に属する漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

昭和62年 6 月 30 日

三重県知事 田 川 亮 三

区 域	区 分	発 起 人	
		住 所	氏 名
二木島区域 (二木島漁業協同組合の地区)	(第3号漁業) 総トン数4トン以上20トン未満の漁船により棒受網又は流し網を使用してさんまをとることを目的とする漁業その他の棒受網漁業(総トン数4トン以上20トン未満の漁船により棒受網を使用して主としてそうだらかつをとることを目的とするものをいう。)	熊野市二木島町	山下 繁 一
			萬 浪 喜 一
			牧 戸 久 幸

選 挙 告 示

三重県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項及び第7条の規定による政治団体の届出があった。

昭和62年 6 月 30 日

三重県選挙管理委員会委員長 速 水 清

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
竹林 正 明 後 援 会	平田 庄三	平田 一男	鈴鹿郡関町大字新所町1201-5	
村田 隆 雄 後 援 会 (五 月 会)	村田 貞次	村田 せい	度会郡南島町棚橋54	
山田 千 秋 後 援 会	織家 龍藏	沢山 弘	度会郡小俣町元町325-1	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	備考
自由民主党三重県地方行政支部	会計責任者	村 上 敏 雄	松 岡 千 明	政党
自由民主党三重同友支部	代 表 者	矢 田 久 也	辻 兵三郎	政党
青木 繁 後 援 会	代 表 者	堀之内 肇	後 藤 準 俊	
青木 繁 後 援 会	会 計 責 任 者	山 岡 正 信	宮 崎 正	
稲葉 輝喜をはげます会	会 計 責 任 者	小 山 近 伺	小 山 近	
員弁町をよくする会	会 計 責 任 者	出 口 宗 生	小 林 正 孝	
小野 正 幸 を 励 ま す 会	会 計 責 任 者	山 本 正	伊 藤 進	
喜 久 友 会	会 計 責 任 者	堀 政 純	森 下 隆 夫	
北村キタオ後援会	主たる事務所の所在地	度会郡小俣町宮度会郡小俣町前265	度会郡小俣町1297	
北村キタオ後援会	代 表 者	中 野 實	出 口 和 弘	
北村キタオ後援会	会 計 責 任 者	中 村 威	西 村 邦 夫	
誠 心 塾	名 称	誠 心 塾	全 共 闘 誠 心 塾	
誠 心 塾	代 表 者	落 合 孝 美	谷 口 博	
古川 興 秀 後 援 会 (秀 友 会)	代 表 者	佐 藤 捨 生	江 間 喬	
古川 興 秀 後 援 会 (秀 友 会)	会 計 責 任 者	水 谷 春 美	沼 守 高	
ふるさとを明るくする会 (長崎道夫後援会)	代 表 者	長 崎 吟 太 郎	小 林 三 吾	
松浦いさお三重後援会	会 計 責 任 者	村 上 敏 雄	松 岡 千 明	

三重県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があった。

昭和62年 6 月 30 日

三重県選挙管理委員会委員長 速 水 清

政治団体の名称	解散年月日
自由民主党三重県警協支部	昭和62年 5 月 1 日
奥野 けいじ 後 援 会	昭和62年 5 月 1 日
田中実を励ます会	昭和62年 5 月 31 日
福井 義 周 後 援 会	昭和62年 5 月 15 日
村田 かよ を 励 ま す 会	昭和62年 5 月 12 日
山 下 後 援 会	昭和62年 5 月 30 日

公安委告示

三重県公安委員会告示第32号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機の型式は、同条第3項の規定に基づく遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している。

昭和62年 6月30日

三重県公安委員会委員長 宇治土公 貞幹

遊技機の型式	製造業者の 氏名又は名称	検定年月日	検定番号
フォーカス	株式会社三星	昭和62年 6月30日	720068
ニューポート	アークテクノ株式会社	昭和62年 6月30日	740138
バイキングマスター	アークテクノ株式会社	昭和62年 6月30日	740139
パニック5号	株式会社三洋物産	昭和62年 6月30日	700070
バスケットII	株式会社三洋物産	昭和62年 6月30日	710110
ルーレットA	株式会社三洋物産	昭和62年 6月30日	720044



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、津西部地区土地改良区（津市片田井戸町17番地の1）の定款変更を昭和62年 6月22日認可した。

昭和62年 6月30日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、一志南部用水土地改良区（松阪市小阿坂町181の1番地）の定款変更を昭和62年 6月23日認可した。

昭和62年 6月30日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新家土地改良区（久居市新家町）の定款変更を昭和62年 6月23日認可した。

昭和62年 6月30日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長島土地改良区（桑名郡長島町大字松ヶ島38番地）の定款変更を昭和62年 6月22日認可した。

昭和62年 6月30日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、穴倉川沿岸土地改良区（安芸郡安濃町大字川西1310番地）の定款変更を昭和62年 6月22日認可した。

昭和62年 6月30日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、菰野町宮土地改良事業（農村基盤総合整備事業朝上北部地区ため池、農道、かんがい排水）を昭和62年 4月4日認可した。

昭和62年 6月30日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、大宮町宮土地改良事業（農林業地域改善対策事業藤成谷地区かんがい排水）を昭和62年 4月8日認可した。

昭和62年 6月30日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、大内山村宮土地改良事業（新農業構造改善事業大津、中野地区かんがい排水）を昭和62年 4月2日認可した。

昭和62年 6月30日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、度会町宮土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業麻加江地区排水路整備）を昭和62年 5月8日認可した。

昭和62年 6月30日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、度会町営土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業小萩地区かんがい排水）を昭和62年5月8日認可した。

昭和62年6月30日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、度会町営土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業五ヶ町地区かんがい排水）を昭和62年5月8日認可した。

昭和62年6月30日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、長島町営土地改良事業（団体営土地改良総合整備事業小島地区排水路、農道）は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年6月30日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧の期間

昭和62年6月30日から同年7月20日まで

3 縦覧の場所

長島町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、芸濃町営土地改良事業（団体営土地改良総合整備事業荒堀地区区画整理）は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年6月30日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し

(2) 条例の写し

2 縦覧の期間

昭和62年6月30日から同年7月20日まで

3 縦覧の場所

芸濃町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、届出があった。

昭和62年6月30日

三重県知事 田 川 亮 三

事業主体名	事業名	工事完了年月日
津市	団体営土地改良総合整備事業（小規模排水）平林地区農業用排水施設、区画整理、暗渠排水	昭和62年3月10日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、届出があった。

昭和62年6月30日

三重県知事 田 川 亮 三

事業主体名	事業名	工事完了年月日
津市	団体営土地改良総合整備事業（区画整理）高野尾地区整地、道路、用水路、排水路、暗渠排水	昭和62年2月28日
上野市	団体営土地改良総合整備事業（地域改善）下郡第二地区	昭和62年2月28日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行う。

昭和62年6月30日

三重県知事 田 川 亮 三

1 受付の期間及び時間

昭和62年7月1日（水）から同月10日（金）までの午前9時から午後4時30分まで（土曜日は正午までとし、日曜日は受付を行わない。）

2 受付場所

三重県住宅供給公社住宅課

3 募集する団地及び戸数

県営住宅一身田団地（新築）

22戸（優先戸数7戸）

4 入居申請資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚姻予約者を含む。）があるもの。
- (2) 三重県内に住所又は勤務先を有すること（外国人登録をしている者は、三重県内に2年以上居住していること。）
- (3) 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第5条に規定する基準の収入があること。
- (4) 過去において県営住宅に入居していた者にあつては、当該住宅の家賃を滞納していないこと。

5 その他

詳細についての問い合わせは、県土木部建築営繕課又は三重県住宅供給公社住宅課へ行うこと。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条及び附則第4項の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和62年 6月30日

三重県知事 田 川 亮 三

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和62年 6月17日	桑名郡木曾岬村大字白鷺字白鷺川 628-1ほか1筆	名古屋市昭和区白金一丁目15-2 株式会社トウメイハウス 代表取締役 西 尾 名 實 男

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和62年 6月30日

三重県北勢県民局桑名土木事務所長 大 庭 啓 司

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和62年 5月8日	桑名市大字西別所字駒広2138-85 ほか5筆	津市丸之内9-18 三交不動産株式会社 代表取締役 福 永 哲 也
昭和62年 5月12日	員弁郡東員町大字穴太字大谷2578-5	桑名市嘉例川1284-20 内 藤 尊 義

昭和62年 5月13日	員弁郡東員町大字鳥取字菊若1299	桑名市外堀10 株式会社地建 代表取締役 山 田 幸 吉
昭和62年 5月26日	桑名市大字塚塚新田字中屋敷977-2ほか1筆	桑名市大字東方2215-11 矢 野 由 一

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和62年 6月30日

三重県北勢県民局四日市土木事務所長 林 吉 見

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和62年 5月1日	四日市市西山町字大沢7770-6ほか1筆	四日市市内山町7968 矢 田 哲
昭和62年 5月7日	四日市市水沢野田町字野田1138-3ほか1筆	四日市市水沢野田町1138-3 水沢野田共同製茶組合 組合長 加 藤 里 見
昭和62年 5月15日	四日市市東坂部町字東川原772-1ほか1筆	四日市市堀木二丁目5-2 芥 藤 博
昭和62年 5月15日	四日市市北小松町字北組1199-1ほか21筆	四日市市浜田町4-20 四日市農業協同組合 組合長理事 前 川 宗 雄
昭和62年 5月29日	四日市市西坂部町字横谷3131-5	四日市市西坂部町3132 清 水 光 数

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和62年 6月30日

三重県北勢県民局鈴鹿土木事務所長 中 尾 伸 司

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和62年 5月23日	鈴鹿市石薬師町字山起571-88	鈴鹿市下大久保町1690-63 川 上 哲 夫
昭和62年 5月19日	鈴鹿市柳町字五反田1161-10ほか2筆	鈴鹿市神戸八丁目2-22 有限会社久保田不動産 代表取締役 久 保 田 仁
昭和62年 5月6日	鈴鹿市椿一宮町字馬場久保1559-34ほか1筆	鈴鹿市椿一宮町1559-10 浅 野 純 一

昭和62年 5月15日	鈴鹿市末広町字石垣5336-1ほか 1筆	鈴鹿市安塚町767 伊藤 豊
昭和62年 5月29日	鈴鹿市若松中二丁目3350-3	鈴鹿市若松中二丁目9-25 江藤 純
昭和62年 5月14日	鈴鹿市三日市町字北島野1896-10 ほか1筆	鈴鹿市道伯二丁目1-27 古市 勳 右 鈴鹿市道伯五丁目16-5 古市 勳 門

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和62年 6月30日

三重県津地方県民局津土木事務所長 鈴木基祐

工事完了 年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和62年 5月18日	津市大字一色町字寺門208ほか1筆	津市大字一色町211 津市農業協同組合

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和62年 6月30日

三重県津地方県民局久居土木事務所長 宮崎範之

工事完了 年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和62年 6月1日	一志郡嬉野町大字算所字新出676-2	大阪府豊中市新千里北町二丁目36-6 三橋 貞美
昭和62年 6月2日	一志郡嬉野町大字算所字新出586-1ほか6筆	津市大里山室町1434 草深 和子 ほか4名

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和62年 6月30日

三重県松阪地方県民局松阪土木事務所長 中谷 護

工事完了 年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和62年 5月7日	松阪市松ヶ島町字浜新田251-5	松阪市松ヶ島町805 西田 敏之 西田 恵美

昭和62年 5月14日	松阪市稲木町字池ノ田1314-2	松阪市大黒田町1527-2 森口 泰夫
昭和62年 5月19日	松阪市小黒田町字新田前407-1 ほか4筆	松阪市大黒田町221-1 松阪ハウス工業株式会社 代表取締役 村林 清三

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和62年 6月30日

三重県伊賀県民局上野土木事務所長 安垣正人

工事完了 年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和62年 5月7日	上野市法花字大沢1069-27ほか9筆 上野市大野木字喜撰戸2162-3ほか7筆	大阪府堺市北庄町三丁目1-24 洲川崎鉄工所 代表取締役 川崎 豊治
昭和62年 5月7日	上野市緑ヶ丘本町1657-1ほか1筆	上野市寺町1226 藤林 傳雄
昭和62年 5月30日	上野市久米町字清水726-1	上野市四十九町2905-1 丸金商事（不動産） 金 正一
昭和62年 5月30日	名張市東田原字大西角2445-4ほか	名張市蔵持原522-8 株式会社山本林業 代表取締役 山本 一毅
昭和62年 5月30日	名張市西原町字長尾2582ほか10筆	熊野市木本町636 榎 桑栄 代表取締役 大桑 祥男
昭和62年 4月17日	上野市西明寺2785-2ほか3筆	上野市茅町2715-1 上野ハウス株式会社 代表取締役 木津 英雄
昭和62年 4月23日	名張市中村字廣保7-3ほか2筆	名張市新町229 天理教錦名分教会 森川 宜昭
昭和62年 5月29日	阿山郡伊賀町大字柘殖字宮ノ谷9194ほか3筆 同町大字上村字宮ノ谷1432ほか7筆	阿山郡伊賀町中柘殖227 株式会社野村商事 代表取締役 野村 礼子

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和62年 6月30日

三重県南勢志摩県民局志摩土木事務所長 森田茂文

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和62年6月1日	志摩郡阿児町鶴方字西ノ河内1224-3ほか7筆	志摩郡阿児町鶴方1224-3 志摩シティビル有限公司 代表取締役 加藤純一
昭和62年6月15日	志摩郡阿児町鶴方字小入口3503-8ほか2筆	東京都中央区八重洲一丁目2-1 安田信託銀行厚生年金基金 理事長 小山泰宏

お知らせ

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(1)氏名又は名称及び住所 (2)事業者にあつては、その事業の種類 (3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革） (4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に三重県商工労働部商業貿易課に到着するように提出してください。

昭和62年6月30日

三重県大規模小売店舗審議会

会長 丹羽友三郎

- 1 届出者の名称
関西電波工業株式会社
- 2 届出者の住所
三重郡朝日町小向750-4
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
関西電波生桑サンシャイン
四日市市生桑町榎下184
- 4 現在の店舗面積
493㎡
- 5 増加しようとする店舗面積
427㎡
- 6 増加部分の開店日
昭和62年11月4日

毎週火、金曜日発行

購読料（送料共）1箇月 2,200円

1箇年 26,400円

昭和62年6月30日印刷発行

津市広明町13番地

三重県

印刷 三重県総務部学事文書課